

議案第3号

阿見町職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について

阿見町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年3月1日提出

阿見町長 千葉 繁

阿見町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

阿見町職員の服務の宣誓に関する条例(昭和31年阿見町条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、」を削り、「に署名しなければならない。」を「を任命権者に提出しなければならない。」に改める。

別記様式を次のように改める。

別記様式

宣 誓 書

私はここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

阿見町職員のサービスの宣誓に関する条例新旧対照表

現行	改正後	備考
<p>(職員のサービスの宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となった者は、<u>任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、別記様式による宣誓書に署名しなければならない。</u></p> <p><u>い。</u></p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(職員のサービスの宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となった者は、<u>別記様式による宣誓書を任命権者に提出しなければならない。</u></p> <p>2・3 (略)</p>	

【改正の理由】

国では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機としたテレワーク等の推進や、行政サービス等におけるデジタル化の推進に対応すべく、書面規制、押印、対面規制の見直しが進められ、「職員のサービスの宣誓に関する政令」が一部改正されたことにより、国に準じて所要の改正を行うもの。

【改正の内容】

押印見直しによる宣誓書の様式改正（押印廃止）、対面規制の見直しによる面前での署名を廃止するもの。